

産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領 改正の概要

1 執行役員について

役員等に執行役員が含まれている場合は、社内資料により当該執行役員が選任されていることを確認することとしました。

2 支配人として登記されている使用人について

支配人として登記されている使用人については、使用人の権限を証する書類の提出を不要としました。

3 水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する変更の届出について

令和7年4月1日以降は該当する事業者が存在しなくなるため記載を削除しました。

4 一部廃止の取扱いについて

収集運搬業及び処分業の一部廃止を変更届として取り扱うよう改正しました。

5 保管施設について

新たに保管施設の構造等を例示しました。

6 その他

要領記載の一部内容について、表現を明確にする改正を行いました。

【施行期日】

令和7年4月1日